		日	号外	ページ
一〇六〇	型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件	五		六
一一〇六九一	保安林の指定をする件	六		三
一一〇七〇七	保安林の指定を解除する件	六		四
一〇七八	肥料を登録した件	六	165	一
一〇七九	肥料の登録の有効期間を更新した件	六	165	三
一〇八〇	肥料の名称及び生産業者の住所の変更に係る届出があった件	六	165	七
一〇八一	肥料の登録を失効した件	六	165	七
一〇八二	生糸の日本農林規格の一部を改正する件	一〇		三
一一〇八三―一一〇九二	保安林の指定をする件	一〇		三
一一〇九三―一一〇九六	保安林の指定を解除する件	一〇		五
一〇九七	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務を廃止した件	一一		三
一一〇九八―一一一〇五	農薬を登録した件	一三	170	六
一一一〇六―一一一〇九	農薬を再登録した件	一三	170	八
一一一一〇	農薬の登録が失効した件	一三	170	一六
一一一一二	米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める件	一四		三
一一一一三	保安林の指定を解除する件	一四		四
一一一一四	種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録を取り下げた件	一七		三

一一一一五	保安林の指定を解除する件	一八		四
一一一一六	種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件	一八		四
一一一一七	出願公表後に名称変更がなされた件	一八		六
一一一一八―一一一二五	種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件	二〇		三
一一一二六	肥料を登録した件	二〇	177	一
一一一二七	肥料の登録の有効期間を更新した件	二〇	177	三
一一一二八	肥料の名称及び生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件	二〇	177	六
一一一二九	肥料の登録を失効した件	二〇	177	六
一一一三〇―一一一三七	保安林の指定をする件	二一		七
一一一三八	保安林の指定を解除する件	二一		七
一一一三九	保安林の指定をする件	二四		七
一一一四〇―一一一五二	保安林の指定を解除する件	二四		七
一一一五三―一一一六八	保安林の指定をする件	二五		二
一一一六九―一一一七六	〃	二六		二
一一一七七	保安林の指定を解除する件	二六		三
一一一七八―一一一七九	保安林の指定施業要件を変更する件	二六		三
一一一八〇	有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件	二七		六
一一一八一	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件	二七		六
一一一八二	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件	二七		六
一一一八三―一一一九九	保安林の指定をする件	二七		六
一一二〇〇―一一二〇一	保安林の指定施業要件を変更する件	二七		八
一一二〇二―一一二〇九	保安林の指定をする件	二八		四
一一二一〇―一一二一七	〃	三一		六
一一二一八	しょうゆの日本農林規格の一部を改正する件	三一	187	七七
一一二一九	しょうゆ品質表示基準の一部を改正する件	三一	187	七七
一一二二〇	しょうゆについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件	三一	187	七七
一一二二一	食用植物油脂の日本農林規格の一部を改正する件	三一	187	七八
一一二二二	食用植物油脂品質表示基準の一部を改正する件	三一	187	七八
一一二二三	食用植物油脂についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件	三一	187	七八

一一二二四	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準の一部を改正する件	三一	187	七八
一一二二五	特殊包装かまぼこ類品質表示基準を廃止する件	三一	187	七九
一一二二六	風味かまぼこ品質表示基準を廃止する件	三一	187	七九
	○農林水産省、経済産業省、国土交通省			
一	流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部を改正する告示	一四		四
	○農林水産省、環境省			
五	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件	一一		三
	○経済産業省			
二五八	消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件	三		四
二五九	ガス事業法第三十九条の十四の四の規定に基づき登録の更新を行った件	三		四
二六〇	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件	三		四
二六一	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	四		六